

## 常勤役員報酬基準

昭和48年1月19日  
交流協会規程第 7号

寄附行為第17条第2項の規定に基づき、本会の常勤役員の報酬に関する規程を次のように定める。

(給与の種類)

第 1 条 常勤役員の給与は本基準に定める本俸及び特別手当とし、日本国外で勤務する常勤役員に対しては別に在勤本俸及び配偶者手当を支給する。

(本俸月額)

第 2 条 常勤役員の本俸月額は990,000円以内とする。

(本俸の日割計算)

第 3 条 月の中で異動を生じたときの、役員の本俸の月額は日割計算によって計算した額とする。

(特別調整手当)

第 4 条 特別手当は、東京都に在勤する役員の本俸月額に12/100を乗じて得た金額を支給する。

(特別手当)

第 5 条 特別手当は、期末手当及び勤勉手当とする。

2 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という)にそれぞれ在職する役員に対して、6月30日及び12月10日(これらの日が休日に当たるときは、それぞれの前日)に支給する。

3 特別手当の額はそれぞれの基準日において役員が受けるべき本俸月額に特別調整手当を加えた額、本俸月額に25/100を乗じて得た額及び本俸月額と特別調整手当を加えた額に20/100を乗じて得た額の合計額(以下「常勤役員特別手当基礎額」という。)に、6月30日に支給する場合においては期末手当として65/100を乗じて得た額及び勤勉手当として80/100に次項で規定する前年度業績評価率(以下本項において

「前年度業績評価率」という。)を乗じて得られた率を乗じて得た額の合計額に、12月10日に支給する場合においては期末手当として85/100を乗じて得た額及び勤勉手当として80/100に前年度業績評価率を乗じて得られた率を乗じて得た額の合計額に、基準日以前における在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- ① 在職期間が6カ月 100/100
- ② 在職期間が5カ月以上6カ月未満 80/100
- ③ 在職期間が3カ月以上5カ月未満 60/100
- ④ 在職期間が3カ月 30/100

4 別に定める常勤役員業績評価委員会設置規程に基づき設置される常勤役員業績評価委員会は、各年度、前年度の協会事業につき評価し、95/100又は100/100のいずれかの前年度業績評価率を決定する。

(在勤本俸)

第6条 在勤本俸は、1,200,000円以内とする。

(配偶者手当)

第7条 配偶者手当は、配偶者を勤務地に伴う場合に限り支給し、その額は在勤本俸20/100に相当する額とする。

(宿舍貸与)

第8条 日本国外で勤務する常勤役員に対しては、予算の範囲内で宿舍を借上げ、無料で貸与する。

(退職手当)

第9条 常勤役員(以下「役員」という。)が退職した場合には、在職1月につき、その者の退職日における本俸月額に12.5/100を乗じて得た額に別に定める常勤役員業績評価委員会設置規程に基づき設置される常勤役員業績評価委員会が0.0から2.0の範囲内で定める業績勘案率(以下「業績勘案率」という。)を乗じて得た額を退職手当として支給する。

2 在職期間の計算は、任命の日から暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。

3 役員が退職した場合には、その者が退職の月、又はその翌月に再び同一の役職の役員となったときは、前項の規程による在職期間の計算については、引続いて在職したものとみなす。

(退職手当の支給制限)

第10条 財団法人交流協会寄附行為第16条の規程により解任された場合(心身の故障のため職務を執行することができないと認められたため解任された者を除く)には退職手当を支給しない。

附 則

この規程は、昭和48年1月19日から施行し、昭和47年12月15日から適用する。

附 則

この規程は、昭和49年3月29日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和50年2月13日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和51年2月17日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和51年10月26日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和52年3月3日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和52年11月1日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和53年3月7日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和55年2月27日から施行し、昭和54年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和56年5月26日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和56年10月27日から施行し、昭和56年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和58年10月27日から施行し、昭和58年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和60年10月30日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和61年3月12日から施行し、昭和60年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和61年5月29日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和61年11月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和62年3月10日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和62年5月29日から施行し、同年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和63年11月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年3月5日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年5月24日から施行し、平成元年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年3月11日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年11月7日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年3月9日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年11月10日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程中第2条の改正規程については、平成5年3月8日施行し、平成4年4月1日から適用する。第4条の改正規程については、平成5年4月1日施行し、平成6年3月31日までの間においては、同規程中「12／100」とあるのは、「11／100」とする。

附 則

この規程は、平成6年3月8日から施行し、平成6年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年3月8日から施行し、平成6年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年11月25日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年11月7日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年11月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月9日から施行し、平成11年4月1日から適用する。ただし、第5条第2項の改正規程については、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの期間において、同規程中「145／100」とあるのを「160／100」とし、「175／100」とあるのを「165／100」とし、「55／100」とあるのを「50／100」とする。

附 則

この規程は、平成13年3月6日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
2. 平成14年4月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合であって、その者の退職の日の俸給月額が基準日の前日のその者の俸給月額を下回るときにおける退職手当の額は、第9条第1項の規定にかかわらず、基準日の前日における俸給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。
3. 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。

ただし、各在職期間の月数の合計が第9条第2項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附 則

この規定は、平成15年 3月19日から施行し、平成15年 3月 1日から適用する。

附 則

この規定は、平成15年 5月30日から施行し、平成15年 6月 1日から適用する。

附 則

この規定は、平成16年 3月10日から施行し、平成15年12月 1日から適用する。

附 則

この規定は、平成16年 5月31日から施行し、平成16年 6月 1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年3月24日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

#### 附 則

1. 平成21年6月に支給する特別手当については、上記第5条第2項の規定に係わらずその一部を凍結するものとし、期末手当における75/100を70/100に、勤勉手当における85/100を75/100に各々引き下げて算定した額を支給する。
2. この規程は、平成21年5月27日から施行し、平成21年5月1日付の人事院勧告を実施するための法律の公布の日から適用する。

#### 附 則

1. この規程は、平成21年8月11日付人事院勧告を実施するための法律の公布日の属する月の翌月の初日から施行する。
2. 平成21年12月に支給する特別手当については、本規程による改正後の第5条第3項の規定にかかわらず、期末手当として常勤役員特別手当基礎額に80/100を乗じた額と勤勉手当として常勤役員特別手当基礎額に85/100を乗じた額の合計額に同第3項各号に掲げる割合を乗じた額から施行日から適用される本俸引き下げの平成21年4月1日から適用日までの間の較差に相当する額を減額した額以内の額を支給する。

#### 附 則

1. この規程は、平成21年11月1日から施行し、平成21年8月11日付人事院勧告を実施するための法律の公布日の属する月の翌月の初日(以下「基準日」という。)から適用する。
2. 基準日の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、この規程による改正後の常勤役員報酬基準第9条第1項の規定にかかわらず、基準日の前日における本俸月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額と、当該退職の日における本俸月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。
3. 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。  
ただし、各在職期間の月数の合計が第9条第2項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。